第二十七条　法第百三十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のうち、法第百三十四条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量若しくは個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

四　エネルギーの使用の効率

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第二十八条　法第百三十九条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二による届出書一通を提出してしなければならない。

第二十九条　法第百三十九条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十六条第一項に規定する輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十六条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第三十条　法第百三十九条第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第三十一条　法第百四十条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（特定航空輸送事業者の定期の報告）

第三十二条　法第百四十一条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五による報告書一通を提出してしなければならない。

第三十三条　法第百四十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（新設）

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

第十四条　法第七十一条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第九による届出書一通を提出してしなければならない。

第十五条　法第七十一条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十三条第一項に規定する輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が同条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十六条　法第七十一条第四項の規定による申出は、様式第十による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十七条　法第七十一条第六項において準用する法第五十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十一による計画書一通により行わなければならない。

（新設）

（特定航空輸送事業者の定期の報告）

第十八条　法第七十一条第六項において準用する法第五十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十二による報告書一通を提出してしなければならない。

第十九条　法第七十一条第六項において準用する法第五十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）